

令和6年4月26日
防衛省

海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案の懲戒処分について

海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について、令和6年4月26日付で懲戒処分を実施したのでお知らせします。

【海上自衛隊】

- 海上幕僚監部
 - 1等海佐 40歳代 **「停職6日」**
(情報保全に関する違反／情報管理者等義務違反)
- 海上自衛隊幹部学校
 - 2等海佐 40歳代 **「減給2月1／6」**
(情報保全に関する違反／情報管理者等義務違反)
- 海上自衛隊幹部学校
 - 3等海佐 30歳代 **「停職6日」**
(情報保全に関する違反／情報管理者等義務違反)
- 第1輸送隊
 - 2等海尉 30歳代 **「停職6日」**
(情報保全に関する違反／情報管理者等義務違反)

【陸上自衛隊】

- 第2師団司令部
 - 2等陸佐 50歳代 **「停職6日」**
(情報保全に関する違反／秘密漏えい等)